通行禁止等の申請

3部（正1部、副2部）提出　　（申請手数料1,100円）

片側交互通行等も通行規制となるため申請が必要です。
申請から許可までは通常2～3週間（ただし、土日祝日等の閉庁日・申請書類の不備に要する期間は除きます）かかりますので、申請書は余裕を持ち早めにご提出ください。

道路上の工事等に伴う通行禁止等について(申請) 添付書類	
・位置図（付近見取図）	現地が明確に判る図。
・計画図	工事等の内容が分かるように記載すること。
・安全対策図	道路幅員、規制区間、通行可能幅、通行規制方法、歩行者・自転車についての交通誘導員の対応等を記載すること。
・迂回路図	
・通行規制に関する同意書	自治会長等。 正1部には必ず原本を添付すること。
・その他必要な書類	
委任状、現況写真等	代理申請する場合は、委任状が必要。

※　道路通行規制承認後、警察署へ「道路使用許可」申請を行うこと。

※　奈良県広域消防組合 御所消防署に「道路工事届出書」を2部提出すること。